

公益信託武蔵野銀行みどりの基金とは

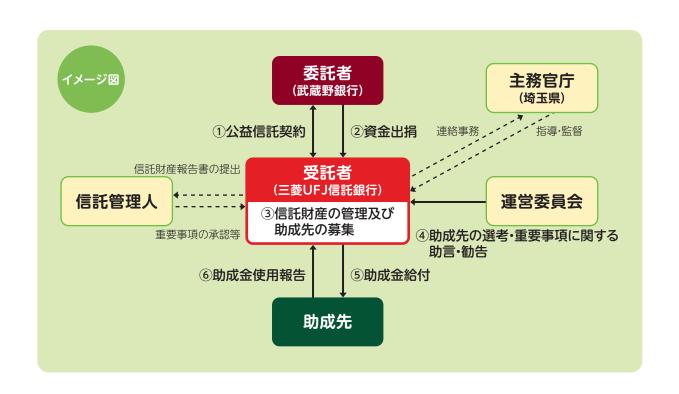
公益信託とは

公益を目的として、委託者が金銭を「公益信託二関スル法律」に基づき受託者に信託し、受託者がその公益目的を実現するために信託財産の管理や助成活動を行う制度です。

埼玉県内の美しく住み良い環境づくりのために

公益信託武蔵野銀行みどりの基金は、1992年7月、武蔵野銀行創業40周年記念事業の一環として、 埼玉県内における自然環境保全及び創出に資する事業に対して活動資金を助成することにより、 埼玉県内の美しく住み良い環境づくりに貢献することを目的として創設されました。

| 創 設 | 1992年7月 |
|--------|--|
| 信託財産 | 金額 1億7千3百万円(2022年7月末現在) |
| 目的 | 埼玉県内における自然環境の保全及び創出に資する活動に対する助成を行い、 もって美しく住み良い環境づくりに貢献する。 |
| 委 託 者 | 株式会社武蔵野銀行 |
| 受 託 者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 |
| 主務官庁 | 埼玉県 |
| 運営委員 | 5名 |
| 信 託管理人 | 1名 |





毎年4月に助成金を給付

助成先の募集は、例年10月1日(土日祝日の場合は翌営業日)から12月中旬まで行われます。 その後、2月に開催される運営委員会にて厳正な審査が行われ、助成先と助成金額が決定し、 4月下旬に助成金の給付が行われます。





2022年度助成金贈呈式

助成先の募集

| 応募資格 | 埼玉県内の営利を目的としない法人・団体もしくは個人 なお、原則として、連続して3年間助成を受けた団体等は申請できません。 |
|--------|---|
| 助成対象事業 | 埼玉県内の自然環境保全及び創出に資する活動 ①自然環境の保全及び創出に資する事業 ②自然環境の保全及び創出のために必要と認められる普及啓発に関する事業 ③自然環境の保全及び創出活動を促進するために必要な調査研究 |
| 助成金額 | 1給付先につき、必要金額の範囲内でかつ100万円以下 (ただし、飲食代金・保険費用・謝礼金は基本的に助成金対象外となります。また、選考審査により、その他の経費 項目も助成対象外となる場合があります。) |
| 募集期間 | 10月1日(土日祝日の場合は翌営業日)~12月中旬 |
| 応募書類 | 助成金給付申請書 募集要項・応募書類は、武蔵野銀行の営業店窓口にて配布しております。 なお、武蔵野銀行ホームページにも掲載しております。https://www.musashinobank.co.jp |
| お問合せ先 | [基金委託者] 武蔵野銀行 総合企画部 広報・CSRグループ 〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-8 ☎ 048-641-6111(代表) [基金受託者] 三菱UFJ信託銀行 リテール受託業務部 公益信託課 〒164-0001東京都中野区中野3-36-16 ▼ 0120-622372(フリーダイヤル) |
| 審查 | 本基金運営委員会の審議により、給付先と給付金額を決定 |
| 給付予定 | 4月下旬 |

3つの助成対象事業



自然環境の保全及び創出に資する事業

- 動植物保護育成のための自然環境の保全及び創出活動 (植物、野鳥、獣類、魚類、昆虫などの動物の保護育成)
- 特異地質、地形等の保全活動
- 自然環境の保全及び創出に必要と認められる美化、整備活動 (単なる園芸、外来種等の植生は除く)
- その他自然環境の保全及び創出活動



公益信託武蔵野銀行みどりの基金



自然環境の保全及び創出のために 必要と認められる普及啓発に関する事業

- ・セミナー・自然観察会などの開催
- 自然環境保全及び創出を題材としたキャンペーン活動
- ・自然環境保全及び創出に関する冊子等の発行 (有償のものは除く)
- ・指導者の研修、養成のための活動
- その他自然環境保全及び創出のために必要な 普及啓発活動



自然環境の保全及び創出活動を促進するために 必要な調査研究

- 自然環境の調査研究 (動植物の生態調査など)
- ・調査研究のための資料、文献収集
- 調査研究会の開催
- その他自然環境の保全及び創出活動を促進するための 調査研究